

差止等請求事件

[平成30年10月19日判決（東京地裁） 平成29年（ワ）第22041号](#)

キーワード：用語の解釈／技術的範囲の解釈

担当 弁理士 吉田哲生

## 1. 事案の概要

発明の名称を「洗濯用ネット」とする特許権を有する原告が、被告が製造等する製品は本件特許権を侵害すると主張して、被告製品の製造、販売等の差止め等を求めた。

## 2. 結論

請求棄却

## 3. 本件特許

発明の名称 : 洗濯用ネット  
登録番号 : 第3523141号  
出願日 : 平成12年3月14日  
登録日 : 平成16年2月20日

<本件発明>（分節）（下線はクレーム解釈の争点）

- A ネット状袋体に務歯よりなる開口部とスライダと引き手とを備えたスライダファスナーにより開閉自在な洗濯用ネットであって、
- B 引き手にはそれより大きく摘みやすい逆台形状のリング形状を有し、かつ合成樹脂又はゴム材で形成された拡大把持体を設け、
- C 開口部の閉口端には、閉口された状態において、スライダと引き手と拡大把持体とで構成されるスライダ構成体を10～50%露出させ、
- D かつ少なくともスライダの肩部が露出し、
- E 拡大把持体が収まった状態になるように弾圧的に覆うカバー体を設け、
- F 拡大把持体が基部を備え、該基部がスライドファスナーの引き手を内挿して該引き手に設けられた切抜き穴及び頭部に不可逆的に係止するための係止爪及び止め部を備えた
- G ことを特徴とする洗濯用ネット。

## 4. 争点

被告製品は、本件発明の技術的範囲に属するか。

5. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 構成要件Bの充足性について

構成要件Bの「逆台形状」の意義に関し、本件明細書の段落【0008】、【0018】、【0023】、【0024】には、本件発明の把持部12が「逆台形状」である旨の記載があるが、その形状の定義や意義についての記載は存在しない。そこで、一般的な用法を参酌すると、広辞苑第六版（乙1）には、「台形」とは「一組の対辺が平行な四辺形」であると記載され、かつ、上底が下底より短い四辺形の図が掲載されている。これによれば、「逆台形」とは、「上底が下底より長く一組の対辺が平行な四辺形」をいうと解するのが相当である。

・・・(中略)・・・

そうすると、被告製品の把持体は、平行な対辺もなく四辺形でもないことから「逆台形状」ということはできず、むしろ「楕円形状」というべきである。

これに対し、原告は、「逆台形状」の「状」とは、「…のような形である」の意味であるから、本件発明の「逆台形状」は必ずしも正確な「逆台形」に限られないと主張する。しかし、被告の把持体が厳密な意味での「逆台形状」の定義を満たすことは要しないとしても、少なくとも、逆台形としての基本的な形状は備えていることを要すると解されるところ、被告製品の把持体は、側辺及び上部が曲線で「四辺形」ということは到底できず、「楕円形状」というべきものであり、逆台形の基本的な形状を備えているということはできないことは前記判示のとおりである。

(2) 構成要件Cの充足性について

被告製品の写真である証拠（乙19の1の4枚目、19の2の5枚目、19の3の3枚目、19の4の3枚目、19の5の4枚目、19の6の4枚目、19の7の4枚目、19の8の3枚目、19の9の3枚目）によれば、被告製品において、スライダーがファスナーカバーに収まった状態において閉口端側に露出することはあるものの、その露出割合は10%を超えないと認めることが相当である。

また、被告製品1の吊り下げヘッダー裏面にはスライダーをファスナーカバーに収めた状態が図示されているが（甲3の1の図5）、同図においても、スライダーはファスナーカバーから閉口端側に露出していない。これによれば、被告製品の通常の用法においては、スライダーがファスナーカバーに収められた際に閉口端側に露出することは想定されていないものというべきである。

これに対し、原告は、被告製品1の実測値（別紙被告製品説明書の図1を再度実測したとされるもの。原告第1準備書面11頁の図1）によれば、被告製品1のファスナーカバーの長手方向の全長は約25mmであり、露出部分が約3.5mmであるから、被告製品のスライダーは約14%（ $3.5 / 25 \times 100 = 0.14$ ）露出していると主張する。

しかし、原告が根拠とする上記の実測値は、被告製品の把持体を弾性のあるファスナーカバーにどの程度強く押し込んだ上で実測されたかが明らかではなく、訴状に添付された

同製品に係る別紙被告製品説明書の図1（甲3の1の図3）においては、被告製品1のスライダーの露出部分は約3mm程度にとどまっている上、前記のとおり、吊り下げヘッダー裏面の図（甲3の1の図5）においては、スライダーがファスナーカバーから閉口端側に露出していないことなどに照らすと、上記の再実測図（原告第1準備書面11頁の図1）は、被告製品1のスライダーを通常使用される態様より強くファスナーカバーに押し込んで実測されたものであると推認される。

・・・(中略)・・・

被告製品におけるスライダーの露出割合は、当該製品が通常使用される状態において測定されるべきであり、弾性を有するファスナーカバーにスライダーを強く押し込んだ状態においてスライダーの露出割合が10%を超えるとしても、それによって構成要件Cを充足するという事はできない。

(3) 構成要件Eの充足性について

構成要件Eの「収まった状態」との語に関し、本件明細書には、拡大把持体がカバー体にどの程度覆われていることを意味するかについての直接的な記載はないが、本件発明に係る洗濯用ネットの開口部を開口及び閉口する際の手順を記載した本件明細書の段落【0020】及び段落【0022】の記載によれば、本件発明は、洗濯ネットの閉口時にはスライダ構成体を「確実にカバー体に収め、開口時には閉口端側からスライダ3を押すことにより、拡大把持体1の「先の部分」を一定量カバー体から露出させ、その部分を指でつかんで引き抜くことにより開口するものであると認められる。

このような、本件発明に係る洗濯ネットの開閉時の手順及び仕組みによれば、閉口時ににおいて拡大把持体は、その「先の部分」まで「確実に」カバー体に覆われた状態にあるものと解するのが相当であり、本件明細書の【図4】(C)にも、開口部を閉じた際に拡大把持体1が完全にカバー体に収められた状況が図示されている。

そうすると、構成要件Eの「収まった状態」とは、拡大把持体がカバー体に完全に覆われた状態をいうものと解すべきであり、このような理解は、「収まる」という語が、一般的には「ある範囲内に全部が残らず入る」ことなどを意味すること(乙3)とも整合するというべきである。

また、仮に、原告の主張するように閉口時ににおいて拡大把持体がカバー体に完全に覆われることを要しないと解し得るとしても、上記の開閉時の手順及び仕組みによれば、少なくとも、拡大把持体は、開口時にその先の部分を指でつまんでそのまま開口することができない程度までカバー体に覆われていることを要するというべきである。

・・・(中略)・・・

このように、被告製品は、閉口時に把持体がファスナーカバーに完全に覆われておらず、少なくとも、把持体が指でつまむことができる程度に露出しているのであるから、被告製品は構成要件Eの「拡大把持体が収まった状態」にあるということとはできない。

以上